

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一六年一月二十八日法律第一三六号)

一、提案理由(平成一六年一月二一日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 法律案の提案理由の説明に先立ち、一言申し上げさせていただきたいと存じます。

このたびは、私のあいさつとそれに対します質疑に先立ち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の御審議をいただくことに相なりました。

この法案が、寒冷地手当支給日との関係から、このような日程で御審議をいただくことは、国会のこれまでの慣例からすれば、私としてもまことに遺憾に存じますが、国会が今回異例の対応をしていただいたことに関しまして、総務大臣として厚く御礼を申し上げ、委員長及び理事並びに委員の御配慮に深く感謝を申し上げます。

それでは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月六日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出をされております。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職給与法の改正につきましては、教育職俸給表及び指定職俸給表を人事院勧告どおり改定すること等としております。

第二に、寒冷地手当法の改正につきましては、寒冷地手当の支給地域、支給額等について、人事院勧告どおり改定するほか、防衛庁職員への準用規定を改正することといたしております。

第三に、任期付研究員法及び任期付職員法について必要な改正を行うことといたしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一六年一月二二日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本年八月の人事院勧告どおり給与改定を実施しようとするもので、国立大学の法人化等に伴う教育職俸給表及び指定職俸給表の改定等を行い、あわせて、寒冷地手当の支給地域、支給額の改定等を行おうとするものでございます。

本案は、去る十月二十日本委員会に付託され、昨二十一日麻生総務大臣から提案理由

の説明を聴取いたしました。本日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一六年一月二七日）

木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の教育職俸給表及び指定職俸給表の改定等を行い、あわせて、民間準拠を基本に寒冷地手当の支給地域、支給額等の改定等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、新潟県中越地震災害に際しての緊急消防援助隊の活動状況、恒常的長時間労働の打開策等勤務時間をめぐる諸課題、寒冷地手当の抜本的見直しの理由と支給基準の在り方、給与構造の見直しとその問題点等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。